



鳥取県公報

令和2年3月3日(火)
第9180号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出(72) (福祉監査指導課) 2
	知事指定薬物の指定(73) (医療・保険課) 2
	知事指定薬物の指定の失効(74) (〃) 3
	宅地建物取引士証の交付等を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定 (75) (住まいまちづくり課) 4
	ブルセラ病検査等の実施(76) (畜産課) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定(77) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施(住まいまちづくり課) 6
	土地収用法による収用裁決手続の開始(県土総務課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(政策法務課) 8

告 示

鳥取県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

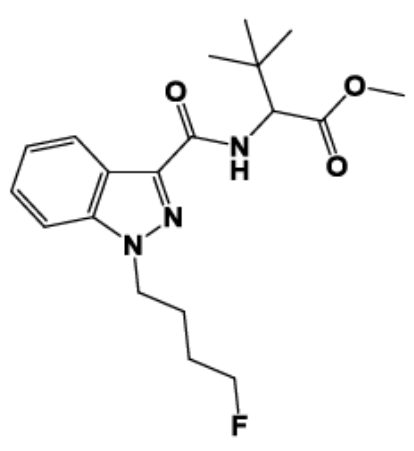
名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
成実ひふ科クリニック	米子市石井699-1	令和元年10月1日

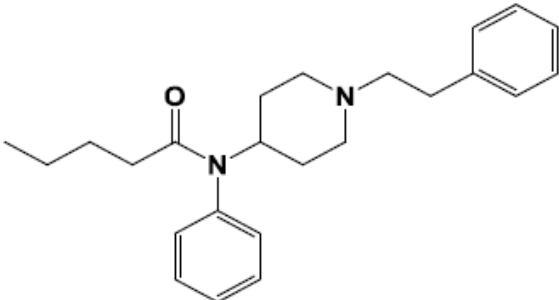
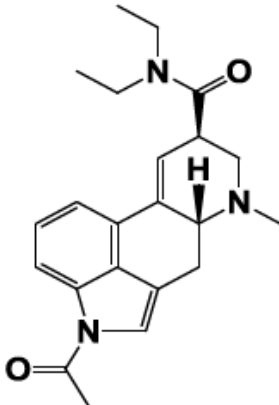
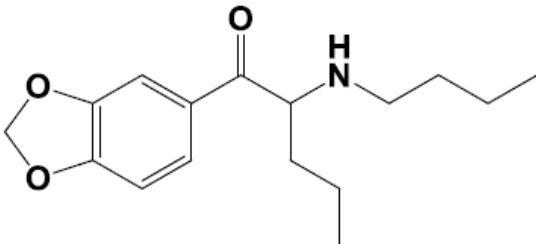
鳥取県告示第73号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
1-知(1)-12	4F-MDMB-BI NACA	<p>メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類</p> 

<p>1-知(1)-13</p>	<p>Valerylphen tanyl</p>	<p>N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-N-フェニルペンタンアミド及びその塩類</p> 
<p>1-知(1)-14</p>	<p>ALD-52、1-AcetyllSD</p>	<p>(8R)-1-アセチル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類</p> 
<p>1-知(1)-15</p>	<p>N-Butylpentylone</p>	<p>1-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第74号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
1-知(1)-9	MPHP-2201 MPHP-2201	令和元年12月20日	令和元年12月27日
1-知(1)-10	4-Chloro-N-butylcat	"	"

	h i n o n e		
1-知(1)-11	3-HO-PCE	〃	〃

鳥取県告示第75号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引士証の交付又はその有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

昭和56年鳥取県告示第525号（宅地建物取引主任者証の交付等を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定について）は、令和2年3月3日限り廃止する。

令和2年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会が実施する宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の17第2号及び第3号に該当する講習
- 2 公益社団法人全日本不動産協会が鳥取県内で実施する宅地建物取引業法施行規則第14条の17第2号及び第3号に該当する講習
- 3 1及び2の講習を受講することができない場合にあつては、他の都道府県知事が法第22条の2第2項の規定により指定した講習で鳥取県知事が特に認めたもの

鳥取県告示第76号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

令和2年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため
- 2 実施する区域

県下全域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ブルセラ病検査

種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの（令和2年4月1日以降に放牧するものを除く。）
 - (2) 結核病検査

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの（令和2年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 令和2年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - (3) ヨーネ病検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、月齢が満24日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町の区域に限る。）、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び智頭町、倉吉市、東伯郡三朝町、米子市（平成17年3月31日市町村合併前の米子市の区域に限る。）、境港市、西伯郡伯耆町（平成17年1月1日町合併前の西伯郡岸本町の区域に限る。）

る。)及び大山町(平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。)並びに日野郡日南町及び日野町において飼育しているもの(令和2年4月1日以降に放牧するものを除く。)に限る。)

イ (2)に掲げる牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、令和2年4月1日以降に放牧するもの

オ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

ア 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

イ その他知事が必要と認める牛の死体

(5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

令和2年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん(飼養羽数100羽以上(だちょうにあつては、10羽以上)の農場に限る。)

(10) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(スクリーニング法及びエライザ法)、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査(エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応)

(10) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月3日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフ	米子市東山町53	グループホームLIFE	米子市角盤町一丁目80-2	共同生活援助	令和2年2月21日

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和2年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和2年7月5日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和2年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和2年7月12日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和2年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 持参による受験申込み

ア 受付期間及び場所

(ア) 令和2年4月9日（木）から同月13日（月）までの午前10時から午後5時まで

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

(イ) 令和2年4月9日（木）の午前10時から午後5時まで

米子コンベンションセンター第1会議室（会議棟3階） 米子市末広町294
（ウ） 令和2年4月10日（金）の午前10時から午後5時まで

米子コンベンションセンター第6会議室（会議棟5階） 米子市末広町294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

(2) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和2年3月25日（水）から同月31日（火）まで

なお、令和2年3月31日（火）までの消印があるもの限り受け付ける。

イ 申込方法及び申込先

受験申込書は、簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、インターネットによる受験申込みを行うことができる。

ア 受付期間

令和2年4月13日（月）午前10時から同月20日（月）午後4時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

令和2年12月3日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月25日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月8日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書用の紙は、次の場所で令和2年3月16日（月）から4月13日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

鳥取県建築士会中部支部 倉吉市清谷町一丁目86-2（有限会社ミュー設計工房内）

鳥取県建築士会西部支部 米子市新開六丁目13-29（株式会社堀尾建築設計事務所内）

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県東部建築住宅事務所 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、令和2年6月10日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建

築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03-6261-3310）にその旨を申し出ること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和2年3月3日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線（鳥取市湖山町西一丁目地内）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
令和2年2月20日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土 地						
所在	地番	地 目		全筆の地積（平方メートル）		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積（平方メートル）
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測	
鳥取市湖山町西一丁目	721-2	宅地	宅地	72.05	72.05	72.05

- 5 土地所有者の氏名及び住所
鳥取県（持分 587716分の578349）
谷口 祐二郎 鳥取市榎原790（持分 293858分の1972）
安保 守恭 東京都日野市東豊田四丁目12-9（持分 293858分の1972）
染矢 百合子 大阪府和泉市和気町二丁目3-1（持分 587716分の493）
溝口 幸代 大阪府和泉市和気町二丁目3-1（持分 587716分の493）
辻野 千秋 大阪府和泉市和気町二丁目3-1（持分 587716分の493）
- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称及び数量
高速カラー印刷機 1台
 - (2) 借入物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和2年5月1日から令和7年4月30日までとする。ただし、令和3年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和7年4月については、次回更新する印刷機の搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

令和2年5月1日（金）午後5時

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を令和2年3月10日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年3月3日から同年4月14日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年3月3日から同年4月14日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達に係る借入物品を所有し（令和2年3月3日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから60分以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なるに限る。）であること。

(6) 本件調達に係る借入物品と同程度の機能を有すると認められ、かつ本件調達に係る借入物件と同程度の賃貸借期間を有すると認められる高速カラー印刷機の賃貸借に関する契約を、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部政策法務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部政策法務課文書審査担当

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年3月3日（火）午前11時から同月23日（月）正午までの間にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年3月3日（火）から同月23日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（平成14年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年4月8日（水）から同月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月13日（月）午後5時とする。

イ 開札日時

令和2年4月14日（火）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、必ず仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年3月23日（月）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件調達に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : High-speed color printer, 1 set

(2) March 23, 2020 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 14, 2020 noon : Time-limit for submission of tenders

(April 13, 2020 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Legal Affairs Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7028